## 相模原市社会人サッカーリーグ運営規則

## 1 リーグ参加資格

本社会人サッカーリーグ参加にあたり、下記の条件を満たすチームでなければならない。

- (1) 本協会加盟登録手続きを完了したチームであること。
- (2) 公認審判員を3名以上有するチームであること。
- (3) 登録選手は15歳以上であること。(高校生以上)
- (4) 当該年度、スポーツ傷害保険または同等の保険に加入していること。

## 2 リーグ登録

- (1) リーグ参加資格を満たしたチームであること。
- (2) 市協会における二重登録は認められない。ただし、社会人シニアリーグ登録選手はこの限りではない。
- (3) 追加登録・移籍・抹消をする場合はブロック管理チームに文章で届けること。また試合に際しては 対戦チームに新しい選手登録表を配ること。
- (4) 当該団体に登録する選手は原則として相模原市内に在住、在学または在勤する選手がチーム 構成員の2分の1以上とする。

### 3 リーグ編成等

- (1) リーグは1・2・3部制とし、構成は1部を原則10チーム、2部は原則7~9チームの2ブロック、 3部も原則7~9チームの2ブロックとする。
- (2) リーグ対戦表にてホームチーム・アウェーチームを定める。
- (3) 各部昇降格は別に定める。

## 4 表 彰

#### {A 団 体}

1部リーグの優勝、準優勝チームには記念品を、2、3部リーグは各ブロックの優勝チームに記念品を授与する。

#### {B 個 人}

各部の最多得点者を表彰し、併せて記念品を授与する。

#### 5 リーゲの日程

- (1) 日程表は、社会人委員会から割り当てられたグラウンドと時間に基づき、原則として各ブロックで 作成する。(委員会にて作成の場合もあり。)
- (2) 原則として各ブロックに割り当てられたグラウンドと時間の変更は認めない。

### 6 ボール

- (1) 日本サッカー協会検定球5号ボールを使用する。
- (2) 使用するボールはチーム持ちよりとし、試合前主審の承認を得たものでなければならない。

#### 7 選手の用具

- (1) ユニフォームは2種類準備する。対戦チームで同色の場合、ホームチームを優先とする。
- (2) ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっていても、主たる色が同色であれば着用を認める。
- (3) 選手は登録背番号を付けたユニフォームを着用する。ただし、背番号がはがれるものは認めない。 (テーピング等は認めない。)
- (4) 黒又は紺一色のユニフォームは禁止する。
- (5) ユニフォームのアンダーウエアの色は問わないが、チーム内で同色とすること。
- (6) ソックス上からのテーピングについては、ソックスと同色でなくても認める。

#### 8 競技者

- (1) 試合は各チーム7名以上の場合成立する。
- (2) メンバー用紙は試合開始15分前までに、総務員に2部提出する。 \*メンバー用紙はフルネームで記入のこと。
- (3) 交代要員は9名まで交代できる。
- (4) 選手の交代は必ず交代用紙を用い、主審の許可を得てから交代できる。

#### 9 競技等

- (1) 各部は原則として1回戦総当りとする。
- (2) 競技時間は60分とし、延長戦は行わない。(試合が途中で中止になっても後半10分を過ぎていれば、その時点のスコアで勝敗を決する。)
- (3) 順位は勝点により決定する。

勝点は、勝:3点(○) 引き分け:1点(△) 不戦勝:3点(□) 負:0点(×) 不戦敗:-1点(■)

- (4) 勝点が同じ場合は次により決定する。
  - イ. 得失点差
  - 口. 総得点数
  - ハ. 該当チーム間の成績
  - 二. 上記で決しない場合は原則として順位決定戦を行う。
- (5) 試合開始時間

第1試合 8:30 第2試合 9:50 第3試合 11:10 第4試合 12:30 第5試合 13:50 第6試合 15:10

※横山公園・ギオンフィールド・レクリエーションパークは8:30会場のため、

第1試合開始を9:30とし、以下全試合30分繰り下げて開始する。

(6) ベンチの位置

すべてのゲームにおいてホームチーム(トーナメント戦においては対戦表記載番号の若いチーム)が、 グランドに向かって左側(副審が目の前を走らないサイド)にベンチを設ける権利を有する。

- (7) 次に抵触したチームは不戦敗とする。
  - イ. 試合時間に遅れた場合。
  - 口. 10の規定にある審判員としての義務を怠った場合。
  - ハ. 総務員の役割を怠った場合
- (8) 不戦敗のスコアは0-5とする。
- (9) 2回不戦敗を行ったチームはその時点で失格とし、降格とする。また、該当チームの試合は全て 無効とする。
- (10) 退場による出場停止

本リーグ戦中に退場を命じられた選手(同一試合における2回の警告も含む)は次の公式戦1 試合に出場することができない。また、退場処分を繰り返した場合(2回目以降)は、2試合以上の出場停止処分とする。なお、悪質な退場行為は協議の対象となり、社会人委員会もしくは、直接協会より処分が下る。退席についても同等の処分を下す。

(11) 警告による出場停止

本リーグ戦で累積された警告が2回となった選手は、次の本リーグ戦1試合に出場することができない。また、警告の累積により出場停止を繰り返した場合(2回目以降)は、2試合以上の出場停止処分とする。また、累積された警告は本リーグ戦の終了時をもって効力を失う。

- (12) フィールドプレーヤーが急遽ゴールキーパーを務める場合は、他のプレーヤーと異なる色のユニフォーム等を着用し、主審が認めれば他の背番号でもよい。
- (13) 不戦勝になるチームについても、試合開始15分前にメンバー表を提出し、試合開始時に主審 に不戦勝のコールを受けること。(但し、事前に不戦勝が分かっている場合はこの限りではない。)

#### 10 審判員

- (1) 主審は協会からの派遣、ならびに各チームに割当てる。
- (2) 副審は当日、試合のあるチームより割当てる。
- (3) 審判の担当は日程表による。
- (4) 審判員は必ず審判服を着用する。(審判有資格者が実施することを原則とする。)
- (5) 副審は必ずフラッグを用意する。
- (6) 審判は有資格者が実施する。(やむからぬ事情により、無資格者が行った場合、当日の試合に 有資格者は出場できない。)
- (7) 主審及び副審は試合終了後、試合結果報告書に必要事項を記入しなければならない。
- (8) 担当審判は審判カードを携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- (9) 審判員は担当試合の20分前に集合のこと。

#### 11 総務員

- (1) 担当総務員の役割
  - (イ) 第1試合の総務員は、試合開始の30分前に集合する。
  - (ロ) 主審の協力のもと試合結果報告書を作成し、ホームチームに渡すこと。
  - (ハ) 会場中央において交替選手の管理(第4審判の役割)を行うこと。
  - (二) 試合会場の整備を行うこと。
  - (ホ) 事故のあった場合は適切な措置を取り、社会人委員会に報告すること。
  - (へ) 最終総務員はその日の最終試合を行った両チームがグラウンドの整備、後片付けを行った事を確認してから会場を離れること。
- (2) 総務員の引継ぎ
  - 総務員の引継ぎは、該当ゲーム終了後にラインの引き直し等を行い、次ゲームが始められる準備を整えた上でとする。

#### 12 ホームチームの役割

- (1) 第一試合のホームチームはブロック管理チームよりグラウンド使用許可証を受け取ること。 尚、試合会場が北公園グラウンドの場合、前日までに最寄りの管理事務所に赴いて許可証を 提示し、グラウンドの鍵を受け取ること。
- (2) 第一試合のホームチームはサッカー協会事務所のより、石灰2袋を当日の会場に運ぶこと。
- (3) 当日の会場準備を行うこと。
- (4) 荒天時における試合中止の判断をグラウンド状況確認の上、ブロック管理チームと協議し決定する。
- (5) 試合結果(警告、退場者、得点者を含む)を各ブロックの管理チームにEメールにて速やかに報告すること。また、報告書を管理チームに引き渡すこと。

## 13 その他

- (1) 使用した会場及び施設の清掃に努めること。グラウンド内での喫煙(電子タバコを含む)は 慎むこと。
- (2) 事業所の施設に入る場合は、無断で所内に入らないこと。
- (3) 雨天でも試合を行うが、荒天の場合は中止することがあるので、試合当日午前6時30分以降、ホームページにて確認すること。
- (4) この運営規則は熟読の上、大切に保管すること。
- (5) その他、特に規定しない限り日本サッカー協会競技規則が適用される。
- (6) 負傷等に関しての一切の責任は負わない。

# (リーグ入替規定)

※尚、各リーグのチーム数の確保のため上記原則が適用できない場合は社会人委員会で決定する。

## (相模原市社会人サッカーリーグ運営規則補足)罰 則

- 1 未登録選手、二重登録選手及び出場停止選手が試合に出場した場合は失格とし、降格とする。
- 2 市民選手権大会及びSFAカップにて不戦敗になったチームの罰則は社会人委員会にて決定する。